

最近話題となった知的財産関係訴訟で問題とされた特許発明の「特許請求の範囲」

【事案の概要】

プラズマディスプレイパネルに関する特許権を有する富士通が、韓国のサムスンSDIが製造し、日本サムスンが輸入・販売する製品が同特許権を侵害しているとして、日本サムスンに対し、平成16年4月6日、同製品の輸入・販売の差止め仮処分（東京地裁）を申し立て、同年6月に和解で解決した。

【発明の名称】 ガス放電パネル

【特許請求の範囲】

複数の平行な放電維持電極対を配設した一方の透明基盤を観察面側に配置するとともに、前記放電維持電極対間の放電により発光する蛍光体膜を設けた他方の基板を背面側に配置し、かつ前記放電維持電極対を透明導電膜で構成するとともに、透明導電膜の一部にその長手方向に沿った電極引き出し用金属材料層を設け、さらに前記平行な放電維持電極対と交差する方向の書込み電極を前記蛍光体膜の下に延在させてなることを特徴とするガス放電パネル。